

議案第 8 4 号

損害賠償の額の決定及び和解について

さいたま地方裁判所令和 4 年（ワ）第 1 0 9 1 号国家賠償請求事件について、下記のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて議決を求める。

記

- 1 損害賠償額 48,700,000円
- 2 和解の内容 市から相手方に前項の損害賠償金を支払い、今後本件に関していかなる事情が生じても双方異議を申し立てない。
- 3 相手方 

- 4 事件の概要 和光市の公権力の行使に当たる公務員であった東内京一元職員が相手方及びその配偶者の金銭を横領し、及び窃盗したことによる損害について、相手方から和光市に対して国家賠償法第 1 条第 1 項に基づき和光市に損害賠償請求された。
- 5 支払期日 令和 6 年 1 月 1 0 日

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

和光市長 柴崎 光子

提案理由

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、この案を提出するものである。